

# 老朽危険空家等の

# 解体工事補助金

荒尾市では、管理不全な老朽危険空家等を解体する方に、解体費の一部を補助します。

## 最大 60 万円



### 対象空家

以下の全てに該当する空家

- ① 1年以上の使用がなく、かつ、今後も使用の見込みがない住宅及び兼用住宅
- ② 住宅の不良度判定において、評点が100点以上のもの
- ③ 危険度判定に該当するもの

### 対象者

以下の全てに該当する方

- ① 空家の所有者、相続人、又は敷地の所有者、相続人  
※所有者、相続人が複数の場合は全員の同意書が必要  
※敷地の所有者、相続人が申請する場合は空家の所有者の同意書が必要  
※法人は不可
- ② 市税の滞納がない方
- ③ 暴力団員等でない方

### 申込期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月20日（金）まで  
※予算枠を超える場合は抽選となります  
抽選日：令和7年7月7日（月）

### 補助額等

最大60万円（補助対象経費の2分の1）  
補助対象経費：老朽危険空家等の解体に係る工事費用  
※消費税は含まない  
補助件数：6件程度（予算枠に達した時点で終了）  
※工事着工前の申請が必要です  
※施工業者は市内業者に限りま

問い合わせ  
申込先

荒尾市 建築住宅課 住宅・空家対策係 ☎0968-63-1491  
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所2階